

長崎県介護福祉士実務者研修受講資金
貸付事業の手引き

令和7年4月

社会福祉法人 長崎県社会福祉協議会

〈 目次 〉

項目	頁	
1. 貸付の概要	1	
1. 目的、実施主体	1	
2. 貸付対象者	1	
3. 貸付額、条件	1	
4. 連帯保証人	2	
5. 貸付申請手続き	2	
6. 貸付対象者の選定及び審査、送金	3	
7. 返還	3	
8. 返還猶予	4	
9. 返還免除	5	
10. 貸付後の届け出義務等	5	
11. 貸付後の各種事由による手続き	6	
12. 規程、手引き、様式リンク集	7	
13. 申請先・問い合わせ先	7	
Q&A	8	
【参考】別添 1 概要-介護等業務 ① (昭和 63 年 2 月 12 日社庶第 29 号)	10	
【参考】別添 2 概要-介護等業務 ② (昭和 63 年 2 月 12 日社庶第 29 号)	12	
以下様式集		
様式No.	様式名	頁
第 1号	申請チェックリスト	15
第 2号	貸付申請書	16
第 3号	個人情報の取扱同意書	18
第 4号	推薦書	19
第 5号	受講証明書	21
第10号	借用書	22
第12号	返還猶予申請書	24
第20号	業務従事届	26
第21号	返還免除申請書	28
第24号	返還計画書	30
第25号	退職届	32
第26号	住所・氏名・その他変更届	33
第27号	死亡届	34
第28号	連帯保証人変更申請書	35

長崎県介護福祉士実務者研修受講資金貸付の概要

1. 目的、実施主体

この制度の目的は、実務者研修を受講し、介護福祉士の資格の取得を目指す介護職員等に研修の受講資金等の貸付を行い、受講を容易にすることにより、長崎県内の介護施設等において介護福祉士の業務に従事する方を確保するとともに、その定着を図ろうとするものです。またこの貸付は、社会福祉法人長崎県社会福祉協議会（以下「県社協」という）が行います。

2. 貸付対象者

下記すべてに該当する方です。

①	現在長崎県内の介護職場（注2）で介護等業務（注1）に従事（内定者も含む）し、介護福祉士登録を目指し、資格登録後も引き続き介護福祉士として介護等業務に従事しようとする方。
②	長崎県内の実務者研修施設で実務者研修を受講中（申込が完了している方も含む）の方 ※ 受講修了後（実務者研修修了証明書取得後）は、申請できません。 ※ 教育訓練給付制度（雇用保険法）との併用は可能です。給付金（20%～50%相当分）を差し引いた額で申請ください。なお、上記給付金等との不適切な併用が判明した場合は、本貸付の契約を解除し貸付金については一括での返還を求めます。 ※ ひとり親自立支援教育訓練給付金、職業訓練など他の補助金等で受講する方は、本制度を利用できません。

注1：介護等業務とは（以下同様に定義する）

昭和63年2月12日社第29号社会局長・児童家庭局長連名通知「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格に係る介護等の業務の範囲等について」の別添1に定める職種若しくは別添2に定める職種又は当該施設の長の業務を指します。（詳細は、「長崎県介護福祉士実務者研修受講資金貸付事業の手引き」の巻末参考を参照して下さい。特に兼務の場合は、主として（概ね8割以上）介護等業務に従事している必要があります。また正社員、常勤に限定していませんが、年間180日以上に従事が必要です。

注2：介護等職場とは（以下同様に定義する）

介護等業務（上記注1）の対象となる施設、事業所等であり、介護保険等の老人福祉施設等のみならず、障害者支援施設や病院等も含まれます。

3. 貸付額、条件

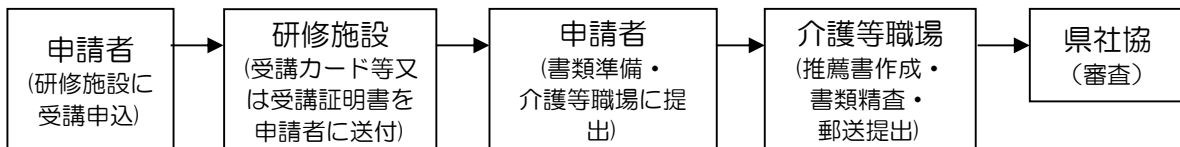
貸付額	200,000円以内	※ 20万円以内かつ下記資金用途での 必要最小限かつ実費等範囲内 ※ 領収書の提出は不要。
資金用途	実務者研修施設の受講料等納付金（含むテキスト代） ※ 教育訓練給付制度（雇用保険法）を併用する場合、給付金（20%～50%相当分）を差引いて申請して下さい。上記給付金等との不適切な併用が判明した場合は、本貸付の契約を解除し貸付金については一括での返還を求めます。 ※ 給付金の併用を希望する場合、給付金の支給要件を満たしているかの確認はハローワークで行って下さい。特に専門実践教育訓練給付金は、受講開始日の原則1か月前迄にハローワークを通じたキャリアコンサルティングが必要です。事前に余裕をもって準備して下さい。 国家試験受験料、参考書・問題集代、試験交通・宿泊費（離島地区のみ）、研修交通費、国家試験対策講座受講料	
貸付期間	実務者研修施設での在学予定期間とします。 （卒業後、介護福祉士登録し、介護等業務に従事している間は返還猶予）	
貸付利子	無利子（ただし最終返還期限を経過した場合は年3%の延滞利子が付されます）	
貸付回数	一人当たり1回限り	
交付	一括交付	

4. 連帯保証人

原則長崎県内在住者で一定の給与・事業収入がある方1名が必要です（同一生計者でも可）。貸付申込者が未成年の場合、法定代理人（親権者又は後見人）が連帯保証人となります。勤務先法人または経営者等が連帯保証することも可能です。

5. 貸付申請手続き

申請者は、まず研修施設への申込を済ませ受講生となって下さい。次に下記の提出書類を整え、勤務先介護等職場へ提出して下さい。介護等職場は推薦書（様式第4号）を作成し、その他提出書類を精査のうえ県社協（介護貸付担当）へ提出（郵送）して下さい。



- 【提出書類】** ※ 下記様式は、県社協ホームページよりダウンロードして作成して下さい。
※ **記入例を参照して、記入漏れがないよう留意して記入して下さい。**
※ 自宅、職場等でダウンロードできない場合は、県社協に連絡を下さい。

- (1) 申請書チェックリスト
※ 申請者、事業所双方で書類の漏れ、記入漏れ等を確認して下さい。
- (2) 貸付申請書（様式第2号）
- (3) 個人情報の取扱同意書（様式第3号）
- (4) 推薦書（様式第4号）：勤務先介護等職場に作成を依頼して下さい
- (5) 借用書（契約書）（様式第10号）/直筆で住所、氏名を署名、押印。（シャチハタ不可）
※ 日付は記入しないで下さい（県社協が、後日に送金日を補記します）。
※ **金額を書き損じた場合は、再作成して下さい。修正は不可です。**
- (6) 振込口座通帳の写し（表紙の裏の写し）
※ 銀行名・支店名・支店コード、口座番号、カタカナ口座名義が記載されているページをコピーして下さい。
- (7) 申請者の住民票（世帯の全部、続柄を含む、個人番号は除く）
- (8) 連帯保証人の住民票（世帯の全部、続柄を含む、個人番号は除く）
※ 申請者と同一の住民票に記載されている場合は、省略可。
- (9) 受講証明書（様式第5号）
※ 上記書類が準備できない場合、現在受講中であること、受講費用、受講期間が分かる書類。
- (10) その他：法人保証の場合は、法人連帯保証届（様式第2-2号）及び法人の印鑑証明

6. 貸付対象者の選定及び審査、送金

①	県社協	毎月一定期日までに不備なく届いた書類を受け付け後、審査を行い、4週間を目途に審査結果を <u>介護等職場を経由して</u> 通知します。承認の場合、決定と同時に送金を行い「資金交付通知書」を送付します。
②	事業所	内容を確認のうえ、「資金交付通知書」を借受人に渡して下さい。
③	借受人	「資金交付通知書」を確認し、通帳で着金確認を行って下さい。

※ 送金額は、収入印紙額(借入額10万円以下200円、10万円超400円)を差引いた金額です。

※ 貸付審査の結果の理由は、開示しません。

※ 連帯保証人には、別途資金交付のお知らせを行います。

7. 返還

次の場合には、貸付期間中または返還猶予期間中にかかわらず、貸付を受けた実務者研修受講資金の全額を原則一括で返還しなければなりません。なお申請により分割払い（毎月2万円以上の月賦払い）が認められる場合があります。事由が発生した日から30日以内に、返還計画書（様式第24号）を県社協に提出して下さい。

借受人は、県社協から通知された返還明細書及び返済方法に従い、所定の期日までに返還しなければなりません。

- (1) 実務者研修施設卒業後、長崎県内において介護等業務に従事しなかったとき
- (2) 介護福祉士試験受験資格（本件実務者研修施設卒業かつ実務経験3年以上）取得予定年度から1年以内に（試験未受験、不合格となった場合等は2年以内に）介護福祉士登録簿に登録できなかったとき
- (3) 長崎県内において介護等業務に従事しなくなったとき
- (4) 業務外の事由により死亡し、又は心身の故障により業務に従事できなくなったとき
- (5) 虚偽、不正等の方法により本件貸付の申請及び貸付を受けたことが明らかになったとき
- (6) その他貸付けの目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき

8. 返還猶予

次の場合、当該事情が継続している間、返還を猶予することができます。なお、(3)を理由として返還猶予の申請をする場合は、当該事情を証明する〔〕内資料とともに返還猶予申請書(様式第12号)を事由発生後速やかに提出し、承認を得る必要があります。なお返還猶予できるのは、既に返還期限が到来していないものに限ります。

- (1) 介護福祉士試験受験資格(本件実務者研修施設卒業かつ実務経験3年以上)取得予定年度の翌々年度の5月末日までの間で、介護福祉士を目指し、長崎県内において介護等業務に継続して従事しているとき
- (2) 長崎県内において、介護福祉士として介護等業務に継続して従事しているとき
- (3) 業務外の理由による疾病・負傷、又は、災害、その他やむを得ない事情により返還が困難であると認められるとき
〔医師の診断書、罹災証明等の当該事情を証明する資料〕

なお上記(1)~(3)の事情に該当しなくなった場合は、返還猶予は解除され、返還義務が生じます。上記事情に該当しなくなった日から30日以内に、返還計画書(様式第24号)を県社協に提出して下さい。

9. 返還免除

次の場合、貸付額にかかる返還の債務全額（既に返還を受けた債務を除く）を免除します。

(1) 次の要件をすべて満たす場合

①	介護福祉士受験資格を得た年度に国家試験に合格し、合格後1年内に資格登録を行う。
②	借入時から介護福祉士資格登録後の2年間経過時まで、継続して長崎県内で介護職員等として従事。

※ 未受験、不合格の場合は、原則一度だけ翌年の受験を認めます。

※ 返済免除対象期間（2年）の要件は、在職期間が通算730日以上あり、かつ業務従事期間が360日以上です。

※ 介護福祉士として登録せずに介護等業務に従事しても、返済免除対象期間に算入することはできません。

※ 法人内の人事異動等による、長崎県外での介護職員等業務の従事期間は、返済免除対象期間に算入します。

※ 他種（社会福祉士に限る）の養成施設における修学、災害、疾病、負傷等やむを得ない事由により介護職員等の業務に従事できない期間が生じた場合は、返済免除対象期間には算入しませんが、引き続き介護職員等の業務に従事しているものとして取り扱います。

※ 県社協が返済免除期間の満了を業務従事届により確認できた場合、返済免除承認通知書を送付します。その送付をもって返済免除とします。

(2) 介護職員等の業務として従事している期間中に、業務上の理由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため介護職員等として継続して従事することができなくなったとき。

※ 県社協ホームページからダウンロードした返済免除申請書（様式第21号）に死亡届（死亡診断書写し又は戸籍抄本写し等を含む）又は医師の診断書等の当該事情を証明する資料を添付し申請して下さい。

10. 貸付後の届け出義務等

(1) 定期報告（就業確認）

毎年一定時期（6月頃）に、資格登録状況、就労状況の確認依頼を行います。依頼内容に従い、業務従事届に必要な事項を記入、必要書類を添付して報告して下さい。

(2) 随時報告（各種異動発生時）

住所、氏名の変更、就労先の変更、退職、退職等の場合は、事由が発生した日から30日以内に報告が必要です。

(3) 契約解除、返還及び返還の猶予、免除の申請

前記7～9に該当する場合は、事由が発生した日から30日以内に申請が必要です。

注意：上記報告を怠ったことにより返還猶予事由が継続しているか等の状況が確認できない場合は、返還猶予が認められず、全額の返還が必要となります。

11. 貸付後の各種事由による手続き

借受人は、返還の免除又は返還を完了するまで各種届け出を行う必要があります。これらの届け出等は、返還の免除や猶予などの申請を行う場合の重要な証拠書類となり、届け出を怠ると返還の免除や猶予が受けられなくなることがありますので、事実の発生した日から30日以内に必ず届け出を行うようにしてください。

	事由	提出書類名	添付書類	備考
1	氏名・住所等が変わったとき	住所・氏名・その他変更届（様式第26号）	新住民票、 その他事項 の証明書	連帯保証人の変更も届出が必要です。
2	県内の介護等事業所に転職したとき	退職届（様式第25号）		
		業務従事届（様式第20号）		
3	県内で返還免除対象業務に従事しなくなったとき ※上記2に当たる転職をしないとき	退職届（様式第25号）		
		返還計画書（様式第24号）		分割返還の場合
4	災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事情により、介護等業務の継続従事が困難になったとき	返還猶予申請書（様式第12号）	罹患証明、 医師の診断書等の写し	
5	業務に起因する心身の故障のため、介護職員等としての継続従事ができなくなったとき	返還免除申請書（様式第21号）	医師の診断書、身体障害者手帳の写しなど	
6	業務上の理由により死亡したとき	返還免除申請書（様式第21号）		
		死亡届（様式第27号）	死亡診断書の写し又は 戸籍抄本等	
7	死亡したとき	死亡届（様式第27号）	死亡診断書の写し又は 戸籍抄本等	連帯保証人の死亡の場合も届出が必要です。
8	連帯保証人を変更するとき	連帯保証人変更申請書（様式第28号）	印鑑証明書（3か月以内のもの）	

12. 規程、手引き、様式リンク集

長崎県社会福祉協議会ホームページよりダウンロードできます。

- ・長崎県介護福祉士修学資金等貸付規程
- ・長崎県介護福祉士実務者研修受講資金貸付事業の手引き
- ・各種様式（下記一覧）

様式No.	様式名	様式No.	様式名
第 1号	申請チェックリスト	第20号	業務従事届
第 2号	貸付申請書	第21号	返還免除申請書
第 3号	個人情報の取扱同意書	第24号	返還計画書
第 4号	推薦書	第25号	退職届
第 5号	実務者研修（受講）証明書	第26号	住所・氏名・その他変更届
第10号	借用書	第27号	死亡届
第12号	返還猶予申請書	第28号	連帯保証人変更申請書

13. 申請先・問い合わせ先

この事業に関する問い合わせ先、申請書の送付先は、次の通りです。

【申請・問い合わせ先】

〒852-8555 長崎市茂里町3番24号 長崎県総合福祉センター2F
社会福祉法人 長崎県社会福祉協議会
welなが（ふくしのお仕事ステーション） 介護貸付担当 宛て
TEL 095-846-8656

介護福祉士実務者研修受講資金貸付 Q&A

Q01	これから実務者研修を申し込みますが、申請できますか。
A01	本制度は、現在受講中（申し込み済みで授業開始前も含む）の方を原則対象とします。まず受講申込みを済ませ、そのうえで本件を申請して下さい。
Q02	実務者研修修了見込みが来年度にまたがりますが、申請できますか。
A02	申請できます。またスクーリングが来年度開始であっても、本申請期間中に申込み済みであれば申請できます。なお募集要項により、対象受講期間を限定する場合があります。募集要項と照合して下さい。
Q03	現在実務者研修受講中ですが、まだ介護等職場に就職していません。申請できますか。
A03	介護職場への就職が内定している場合は、申請できます。内定している職場に、推薦書の作成を依頼して下さい。
Q04	介護福祉士受験に必要な実務経験が3年未満です。申請できますか。
A04	申請できます。介護福祉士受験は、実務者研修修了かつ実務経験3年双方を充足した年度に必ず受験して下さい。
Q05	正社員または常勤社員でなければ申請できませんか。
A05	パートでも申請できます。ただし年間180日以上、免除対象業務に従事することが必要です。
Q06	申請金額には、実務者研修の授業料（受講料）以外も含まれますか。
A06	実務者研修の授業料以外にも、国家試験受験料、各交通・宿泊費、参考書・問題集代、国家試験対策講座受講料等含まれます。申込み時点で支出していないものでも、今後支出見込みのものも含まれます。
Q07	資金用途を証明する領収書等の、申請書への添付及び送付は必要ですか。
A07	原則不要です。
Q08	貸付を申請する場合、どのようにすればいいですか。
A08	本件申請は、介護等職場の推薦が要件となります。 申請書類は、長崎県社協ホームページからのダウンロード等により入手して下さい。申請手続きは、申請書等申込書類を作成、準備のうえ介護等事務所へ提出して下さい。介護等職場で推薦書を作成、申請書類のチェックを行い、長崎県社協に郵送することになります。 後日審査結果及び資金交付の通知も原則介護等職場を通じて行います。また返還免除を得るまでの就業確認も、介護等職場の協力のもと行います。
Q09	貸付対象は個人ですか、事業所ですか。
A09	個人です。事業所は前記Q08の通り、各手続きで協力願います。
Q10	貸付期間は、いつからいつまでですか。
A10	本件承認後、貸付金を送金します。貸付契約での貸付期間は、実務者研修受講期間とします。

Q11	借受後に、実務者研修施設を退学した場合はどうなりますか。
A11	既に借受けた金額を返還していただきます。
Q12	国家（介護福祉士）試験に不合格の場合、返還が必要ですか。
A12	初回の試験不合格の場合、次年度の試験まで返還猶予を継続します。次年度の試験も連続して不合格の場合は、返還となります。
Q13	国家（介護福祉士）試験は、いつ受けてもよいのですか。
A13	介護福祉士受験は、実務者研修修了かつ実務経験3年双方を充足した年度に必ず受験して下さい。本件借受後に受験できる状態で受験しなかった場合は、不合格としてカウントします。
Q14	介護福祉士の登録は、試験合格後いつまでにすればよいのですか。
A14	合格した年の5月末日までに行ってください。それまでにできなければ、返還となります。なお、返還免除期間（2年間）の算定は、資格登録日から行います。早く登録すればするほど、返還免除に早く到達します。
Q15	借入期間（含む返済猶予期間）中に死亡した場合、又は心身の故障により介護等業務に従事できなくなったときは、どうなりますか。
A15	業務上の事由により死亡、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったときは返還が免除されます。 また、業務外の事由による死亡、又は心身の故障により業務に従事若しくは継続できなくなったときは、原則として返還の対象となります。ただし疾病等やむをえない事情の場合は、返還猶予が認められる場合もあります。また相続人及び連帯保証人へ請求が困難であるなど真にやむを得ないと認められるときは、免除の対象となる場合があります。
Q16	借入金の返還が必要な場合、分割払いはできますか。
A16	原則一括返還ですが、申請により分割払い（毎月2万円以上）が認められる場合があります。
Q17	返還免除要件の介護等業務への従事「2年間」とは、連続ですか、それとも通算ですか。
A17	原則として連続している必要があります。ただし連続している状態と同視できる場合には連続とみなします。後記のQ18、19も、参照して下さい。
Q18	現事業所を辞め、別の介護等職場で働き始めた場合も返還猶予や免除の対象になりますか。
A18	長崎県内の介護等業務であれば対象になります。ただし1か月内に再就職するなど、連続して勤務していると認められる場合に限りです。前業務先の「退職届（第25号）」、と新業務先の「業務従事届（第20号）」を県社協へ提出して下さい。
Q19	育児休暇をとることになりました。休暇によって、返還免除の要件である継続した勤務が認められないことになりますか。また休暇期間は、免除対象期間となりますか。
A19	育児、介護、疾病等によるやむを得ない事由による休暇の場合、1年程度で復帰した場合は、勤務の継続性は認められます。ただし、休暇期間中は免除対象期間には算入されません。

【参考】別添1 概要-介護等業務 ①

『昭和63年2月12日社庶第29号』

詳細は、上記通知を参照願います

1. 指定施設における業務の範囲（別添1-概要）

番号	施設・事業所等種別	職種等名
(1) 福祉に関する相談援助業務の範囲(社会福祉士)		
(1)	保健所	精神障害者に関する相談援助業務を行っている専任の精神保健福祉相談員、精神保健福祉士、精神科ソーシャルワーカー
(2)	児童相談所	児童福祉司、受付相談員、相談員、電話相談員、児童心理司、児童指導員
(3)	母子生活支援施設	母子支援員、少年を指導する職員、個別対応職員
(4)	児童養護施設	児童指導員、個別対応職員、家庭支援専門相談員、職業指導員、里親支援専門相談員
(5)	障害児入所施設、障害児通所支援事業を行う施設 (児童発達支援センターに限る。)	児童指導員、児童発達支援責任者、心理指導担当職員
(6)	情緒障害児短期治療施設	児童指導員、個別対応職員、家庭支援専門相談員
(7)	児童自立支援施設	児童自立支援専門員、児童生活支援員、個別対応職員、家庭支援専門相談員、職業指導員
(8)	児童家庭支援センター	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第88条の3第1項に規定する職員
(9)	障害児通所支援事業を行う施設(児童発達支援センターを除く。)	指導員、児童発達支援責任者
(10)	障害児相談支援事業を行う施設	相談支援専門員
(11)	病院、診療所	次のアからエまでの相談援助業務を行っている専任の職員 ア:患者の経済的問題の解決、調整に係る相談援助 イ:患者が抱える心理的・社会的問題の解決、調整に係る相談援助 ウ:患者の社会復帰に係る相談援助 エ:以上の相談援助業務を行うための地域における保護医療福祉の関係機関、関係職種等との連携等の活動
(12)	身体障害者更生相談所	身体障害者福祉司、心理判定員、職能判定員、ケースワーカー
(13)	身体障害者福祉センター	身体障害者に関する相談に応ずる職員
(14)	精神保健福祉センター	精神障害者に関する相談援助業務を行っている専任の精神保健福祉相談員、精神保健福祉士、精神科ソーシャルワーカー
(15)	救護施設、更生施設	生活指導員
(16)	福祉事務所	指導監督を行う所員(査察指導員)、身体障害者福祉司、知的障害者福祉司、社会福祉主事(老人福祉指導主事)、現業を行う所員(現業員)、家庭児童福祉の業務に従事する社会福祉主事(家庭児童福祉主事)、家庭児童福祉に関する相談指導業務に従事する職員(専任の家庭相談員)、面接相談員、専任の婦人相談員、専任の母子自立支援員
(17)	婦人相談所	相談指導員、判定員、専任の婦人相談員
(18)	婦人保護施設	入所者を指導する職員
(19)	知的障害者更生相談所	知的障害者福祉司、心理判定員、職能判定員、ケースワーカー
(20)	養護老人ホーム	生活相談員
	特別養護老人ホーム	生活相談員
	軽費老人ホーム	生活相談員、主任生活相談員、入所者の生活・身上に関する相談及び助言並びに日常生活の世話を行う職員
	老人福祉センター	相談・指導を行う職員
	老人短期入所施設	生活相談員
	老人デイサービスセンター	生活相談員
	老人介護支援センター	相談援助業務を行っている専任の職員
(21)	母子福祉センター	母子の相談を行う職員
(22)	介護保険施設	生活相談員、介護支援専門員
	指定介護療養型医療施設	生活相談員、介護支援専門員
(23)	地域包括支援センター	包括的支援事業に係る業務を行う職員
(24)	障害者支援施設	生活支援員、就労支援員、サービス管理責任者
(25)	地域活動支援センター	指導員
(26)	福祉ホーム	管理人

(27)	障害福祉サービス事業	生活支援員、就労支援員、サービス管理責任者
(28)	一般相談支援事業	相談支援専門員
(29)	特定相談支援事業	相談支援専門員
(2)福祉に関する相談援助の実務経験を有すると認められる職種の範囲(社会福祉士)		
(1)	生活保護法に規定する授産施設、宿所提供施設	指導員
(2)	乳児院	児童指導員、個別対応職員、家庭支援専門相談員、里親支援専門相談員
(3)	有料老人ホーム	生活相談員
(4)	指定特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、指定介護予防特定施設入居者生活介護を行う施設	生活相談員、計画作成担当者
(5)	身体障害者更生援護施設、	生活支援員、指導員
(6)	精神障害者社会復帰施設	精神保健福祉士、精神障害者社会復帰指導員、管理人
(7)	知的障害者援護施設	生活支援員
(8)	高齢者総合相談センター	相談援助業務を行っている専任の相談員
(9)	隣保館	相談援助業務を行っている専任の指導職員
(10)	都道府県社会福祉協議会	日常生活自立支援事業実施要領5に規定する専門員
(11)	市町村社会福祉協議会	社会福祉協議会企画指導員、福祉活動指導員、福祉活動専門員設置要綱2に規定する福祉活動専門員、相談援助を行っている専門の職員
(12)	児童デイサービス事業を行っている施設	相談援助業務を行っている専任の職員
(13)	児童福祉法第6条の2第3項に基づく厚生労働大臣の指定を受けた指定医療機関	児童指導員、
(14)	独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみ園法第11条第1号に規定する施設	相談援助業務を行っている専任の指導員、ケースワーカー
(15)	知的障害者福祉工場	相談援助業務を行っている専任の指導員
(16)	地方更生保護委員会、保護観察所	保護観察官
(17)	更生保護施設	補導主任、補導員
(18)	労災特別介護施設	相談援助業務を行っている指導員
(19)	心身障害児総合通園センター	相談援助業務を行っている専任の職員
(20)	児童自立生活援助事業実施要綱に基づく児童自立生活援助事業を行っている施設	相談援助業務を行っている専任の相談員
(21)	児童福祉法第6条の3第1項に規定する児童自立生活援助事業を行っている施設	相談援助業務を行っている専任の指導員
(22)	子育て短期支援事業を行っている児童養護施設、母子生活支援施設、乳児院、及び保育所等	相談援助業務を行っている専任の職員
(23)	母子家庭等就業・自立支援センター事業及び一般市等就業・自立支援事業を行っている施設	相談援助業務を行っている専任の相談員
(24)	地域子育て支援拠点事業を行っている施設	相談援助業務を行っている専任の職員
(25)	重症心身障害児(者)通園事業を行っている施設	児童指導員、
(26)	点字図書館、聴覚障害者情報提供施設	相談援助業務を行っている専任の職員
(27)	障害者総合支援法に規定する共同生活介護を行う施設	相談援助業務を行っている専任の職員
(28)	障害福祉サービスのうち短期入所、重度障害者等包括支援、共同生活援助、共同生活援助を行う施設	相談援助業務を行っている専任の職員
(29)	改正前の児童福祉法に規定する知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設	児童指導員
(30)	改正前の児童福祉法に規定する重症心身障害児施設	児童指導員、心理指導を担当する職員
(31)	廃止前の障害者自立支援法に基づく相談支援事業を実施する事業所	相談支援専門員
(32)	身体障害者自立支援を行っている施設	相談援助業務を行っている専任の職員
(33)	日中一時支援、障害者相談支援事業、障害児等療育支援事業を行っている施設	相談援助業務を行っている専任の職員
(34)	精神障害者地域移行支援特別対策事業を行っている施設	地域体制整備コーディネーター、地域移行推進員
(35)	精神障害者地域移行・地域定着支援事業を行っている施設	地域体制整備コーディネーター、地域移行推進員

(36)	精神障害者アウトリーチ推進事業を行っている施設	相談援助業務を行っている専任の職員（医師、保健師、看護師、作業療法士その他医療法に規定する病院として必要な職員を除く。）
(37)	アウトリーチ事業を行っている施設	相談援助業務を行っている専任の職員（医師、保健師、看護師、作業療法士その他医療法に規定する病院として必要な職員を除く。）
(38)	指定居宅サービスに該当する通所介護、基準該当居宅サービスに該当する通所介護、指定介護予防サービスに該当する介護予防通所介護、基準該当介護予防サービスに該当する介護予防通所介護・指定短期入所生活介護、基準該当居宅サービスに該当する短期入所生活介護・指定介護予防短期入所生活介護、基準該当介護予防サービスに該当する介護予防短期入所生活介護を行う施設（老人デイサービスセンター及び老人短期入所施設を除く。）	生活相談員
(39)	指定通所リハビリテーション、指定介護予防サービスに該当する介護予防通所リハビリテーション、指定短期入所療養介護、介護予防入所療養介護を行う施設	支援相談員
(40)	指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行う施設	オペレーター
(41)	指定夜間対応型訪問介護を行う施設	オペレーションセンター従業者
(42)	指定認知症対応型通所介護、指定介護予防認知症対応型通所介護を行う施設（老人デイサービスセンターを除く）	生活相談員
(43)	指定小規模多機能型居宅介護、指定介護予防小規模多機能型居宅介護、指定認知症対応型共同生活介護、指定介護予防認知症対応型共同生活介護、指定複合型サービスを行う施設	介護支援専門員
(44)	指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行う施設	生活相談員、介護支援専門員
(45)	居宅介護支援事業を行っている事業所	介護支援専門員
(46)	介護予防支援事業を行っている事業所	担当職員
(47)	生活支援ハウス（高齢者生活福祉センター）運営事業を行っている生活支援ハウス	生活援助員
(48)	高齢者の安心な住まいの確保に資する事業を行っている高齢者世話付住宅（シルバーハウジング）、多くの高齢者が居住する集合住宅等	相談援助業務を行っている生活援助員
(49)	「高齢者の居住の安定確保に関する法律」第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅	相談援助業務を行っている専任の職員
(50)	地域福祉センター	相談援助業務を行っている専任の職員
(51)	ひきこもり地域支援センター	ひきこもり支援コーディネーター
(52)	地域生活定着支援センター	相談援助業務を行っている専任の職員
(53)	ホームレス総合相談推進業務を行っている事業所	相談援助業務を行っている専任の相談員
(54)	ホームレス自立支援センター	生活相談指導員
(55)	（自立相談支援モデル事業運営要領）に基づく自立相談支援機関	主任相談支援員及び相談支援員
(56)	発達障害者支援センター	「発達障害者支援センター運営事業実施要領」に規定する相談支援を担当する職員、就労支援を担当する職員
(57)	広域障害者職業センター	障害者職業カウンセラー
(58)	地域障害者職業センター	障害者職業カウンセラー、職場適応援助者
(59)	障害者雇用納付金制度に基づく第1号職場適応援助者助成金受給資格認定法人	第1号職場適応援助者養成研修を修了した専任の職員であって、ジョブコーチ支援を行っている者
(60)	「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」第3条の規定による改正前の障害者の雇用の促進等に関する法律（旧法）第27条に規定する障害者雇用支援センター	旧法第28条第1号、第2号及び第7号に規定する業務を行う職員
(61)	障害者就業・生活支援センター	主任就業支援担当者、就業支援担当者、生活支援担当職員
(62)	スクールソーシャルワーカー活用事業実施要領に基づく教育機関	スクールソーシャルワーカー
(63)	施工規則第2条第1号から第13号まで及び上記1～62までに定められている施設以外で福祉に関する相談援助を行う施設として厚生労働大臣が個別に認めた施設	当該施設において、福祉に関する相談援助業務を行っている専任の相談員

【参考】別添 2 概要-介護等業務 ②

『昭和 63 年 2 月 12 日社席第 29 号』

詳細は、上記通知を参照願います

2.介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等（別添 2-概要）

介護等の業務の範囲(介護福祉士)			
番号	施設・事業所等種別	職種等名	
(1)	障害児通所支援事業を行う施設	入所者の保護に直接従事する職員 (児童指導員、職業指導員、心理指導担当職員、作業療法士、理学療法士、聴能訓練担当職員及び言語機能訓練担当職員並びに医師、看護師その他医療法に規定する病院として必要な職員を除く)	
	児童発達支援センター		
	障害児入所施設		
	知的障害児施設		
	知的障害児通園施設		
	盲ろうあ児施設		
	肢体不自由児施設		
	重症心身障害児施設		
(2)	身体障害者更生援護施設	主たる業務が介護等である者	
	身体障害者更生施設		
	身体障害者療護施設		
	身体障害者授産施設		
	地域活動支援センターを行う事業所		
	障害者支援施設		
(3)	救護施設	介護職員	
	更生施設		
(4)	老人デイサービスセンター	介護職員	
	老人短期入所施設		
	特別養護老人ホーム		
(5)	障害福祉サービス事業のうち共同生活介護	主たる業務が介護等である者	
(6)	障害福祉サービスを行う事業所	居宅介護	主たる業務が介護等である者
		重度訪問介護	
		同行援護	
		行動援護	
		生活介護	
		短期入所	
		自立訓練	
		就労移行支援	
		就労継続支援	
		重度障害者等包括支援	
		共同生活援助	
療養介護			
(7)	児童デイサービスを行っている事業所	主たる業務が介護等である者	
(8)	指定訪問介護	訪問介護員等	
	指定介護予防訪問介護		
(9)	指定通所介護	介護職員	
	指定介護予防通所介護		
	指定短期入所生活介護		
	指定介護予防短期入所生活介護（老人デイサービスセンター及び老人短期入所施設を除く）		
(10)	指定訪問入浴介護	介護職員	
	指定介護予防訪問入浴介護		
(11)	指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護	訪問介護員等	
(12)	指定夜間対応型訪問介護	訪問介護員	
(13)	指定認知症対応型通所介護、指定介護予防認知症対応型通所介護を行う施設（老人デイサービスセンターを除く）	介護職員	

(14)	指定小規模多機能型居宅介護	介護従事者
	指定介護予防小規模多機能型居宅介護	
(15)	指定認知症対応型共同生活介護	介護従事者
	指定介護予防認知症対応型共同生活介護	
(16)	指定複合型サービス	介護従業者
(17)	指定通所リハビリテーション	介護職員
	指定介護予防通所リハビリテーション	
	指定短期入所療養介護	
	指定介護予防短期入所療養介護を行う施設	
(18)	指定特定施設入居者生活介護	介護職員
	指定地域密着型特定施設入居者生活介護	
	指定介護予防特定施設入居者生活介護	
(19)	養護老人ホーム	主たる業務が介護等の業務である者
	軽費老人ホーム	
	有料老人ホーム	
	介護老人保健施設	
(20)	サービス付き高齢者向け住宅	主たる業務が介護等の業務である者
(21)	指定介護療養型医療施設であって、療養病床等により構成される病棟、又は診療所	介護職員等その主たる業務が介護等の業務である者
(22)	「老人病棟老人入院基本料（1～4）」、「老人性認知症疾患療養病棟入院料」、「診療所老人医療管理料」の届出を行った病棟等	看護の補助の業務に従事する者であって、その主たる業務が介護等の業務である者
(23)	病院又は診療所	看護の補助の業務に従事する者のうち、その主たる業務が介護等の業務である者
(24)	ハンセン病療養所	介護員等主たる業務が介護等の業務である者
(25)	—	家政婦のうち、主たる業務が介護等の業務である者
(26)	労災特別介護施設	介護職員
(27)	重症心身障害児（者）通園事業を行っている施設	入居者の保護に直接従事する職員（施設長、医師、看護師、児童指導員及び理学療法、作業療法、言語療法等担当職員を除く）
(28)	在宅重度障害者通所援護事業を行っている施設	主たる業務が介護等の業務である者
(29)	知的障害者通所援護事業を行っている施設	主たる業務が介護等の業務である者
(30)	身体障害者自立支援、生活サポートを行っている施設	主たる業務が介護等の業務である者
(31)	日中一時支援	主たる業務が介護等の業務である者
	訪問入浴サービス	介護職員
(32)	地域福祉センター	主たる業務が介護等の業務である者
(33)	原子爆弾被爆者養護ホーム	介護職員
(34)	原子爆弾被爆者デイサービス事業	介護職員
	原子爆弾被爆者ショートステイ事業	
(35)	原爆被爆者家庭奉仕員派遣事業	原爆被爆者家庭奉仕員
(36)	—	介護等の便宜を供与する事業を行う者に使用される者のうち、その主たる業務が介護等の業務である者

申請チェックリスト（実務者受講資金）

この様式は、申請者と施設・事業所の担当者が、必要な様式が揃っているかをそれぞれ確認するためのものです。確認後に、必要書類一式を県社協に送付ください。

施設・事業所名		申請者	
施設担当者名		氏名	

【書類が揃ったかのチェックと各記載内容の確認チェック】

最終提出するときは、**下記順番で書類を並べて下さい。**

特に下記網掛け（黄色）部分は、**しっかりチェックして下さい**

			申請者チェック欄	事業所チェック欄
共通	各種様式への記載は、各種記載例を参照し記入したか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	記入すべき項目でのブランク（記入漏れ）はないか		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
1号	チェックリスト（本票）	チェックの漏れは無い（最後にチェック）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
2号	貸付申請書	申請金額は20万円以下、千円単位か	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		教育訓練給付制度（雇用保険法）を併用する場合、給付金（20%～50%相当分）を差し引いた額で申請しているか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		申請日は、修了証明書発行見込み日より前か（研修期間修了後は、本貸付は申請できない）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		国家試験受験予定時期、実務経験年数は記載しているか。様式第4号推薦書と相違ないか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
3号	個人情報の取扱同意書	署名したか：2か所（申請者、連帯保証人）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
4号	推薦書	署名・押印したか：1か所（介護等職場） 事業所の公印を押印しているか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		連絡担当者に、今後の窓口担当者名を記入したか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		サービス種別を記入したか （障害福祉サービス事業所、医療保険による病院等は記入不要）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		職種、雇用形態等の記入漏れは無い	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		国家試験受験予定時期、実務経験年数は記載しているか。様式第2号貸付申請書と相違ないか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
10号	借用書	借用総額は、様式2号申請書と同一か（20万円以下、千円単位） 金額の訂正は行っていないか（訂正不可、要再作成）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		振込口座欄の漏れはないか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		署名・押印（シャチハタ不可）したか：2か所（申請者、連帯保証人）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		住所の記入漏れは無い：2か所（申請者、連帯保証人）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
－	振込口座通帳の表紙の裏の写し	銀行名・支店名・支店コード、口座番号、カタカナ口座名義が確認できるか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
－	住民票（申請者）	世帯の全部。続柄を含む。個人番号は含めない。3か月以内に取得した原本	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
－	住民票（連帯保証人）	世帯の全部。続柄を含む。個人番号は含めない。3か月以内に取得した原本※申請者と同一の住民票に記載されている場合は、省略可	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
5号	研修受講の証明資料又は受講証明書	実務者研修受講（予定）証明書で証明を受けるか、申込完了が分かる書類が添付されているか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

様式第3号（長崎県介護福祉士修学資金等貸付共通）

長崎県介護福祉士修学資金等貸付における個人情報の取扱いについて

1. 個人情報の利用目的
長崎県介護福祉士修学資金等貸付事業（以下、「本事業」という）の円滑な実施のため、貸付・返還の状況について正確に把握することを目的として個人情報を取得・利用いたします。
2. 個人情報の取得について
本会は、本事業に際して個人情報を取得する時は、必要な情報のみを、適法かつ適正な方法により取得するものとします。
3. 個人情報の利用について
本事業において個人情報を利用する場合は、利用目的の範囲内として、本会の本事業担当者により利用することを原則とします。ただし、事業の目的を達成するために必要な範囲において、都道府県社会福祉協議会、県内外の養成施設、介護施設・事業所、福祉関係機関、その他行政機関等の外部に対して個人情報を提供し、また、個人情報を取得します。
4. 個人情報の本事業目的以外への利用および第三者への提供について
本事業を通じて収集した個人情報については、本人の同意なく、本事業の目的以外への利用すること、および上記3「個人情報の利用について」において示した外部への提供を除き、第三者へ提供することは致しません。ただし、下記の例のような場合には、あらかじめ同意を得ないでお伝えした目的以外の利用、第三者への提供をすることがあります。
 - ・ 弁護士法に基づいた弁護士による照会に回答する場合。
 - ・ 火災・災害など緊急時で、人の生命・身体、財産の保護のために必要がある場合。
 - ・ 税務署からの照会、警察・検察からの捜査協力依頼などで、本人に知らせることでその事務に支障を及ぼすおそれがある場合。
5. 個人情報の管理について
本事業利用に関わる個人情報については、書面及び情報システムにつながったコンピュータに入力し、個人データとして本事業担当者の管理の下、保管・利用します。個人データについては、常に正確かつ最新の状態に保ち、漏えい・き損のないように努めます。個人データを管理するコンピュータの保守を委託している業者とは、個人情報の保護について定めた条項を含む契約を結んでいます。また、返還が完了した貸付にかかわる個人情報については、返還が終了した年度の終了後10年が経過した時点で、確実に破棄または削除します。
6. 個人情報の本人への開示について
本事業において管理する個人データについて、その開示の申し出がされた場合には、本人であることの確認をした上で、申し出をした本人の個人情報について開示します。ただし、開示によって本人又は第三者の権利利益を害するおそれがある場合や、本会事業の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合などには、開示しません。

長崎県介護福祉士修学資金等貸付における個人情報の取扱同意書

社会福祉法人 長崎県社会福祉協議会会長 様

長崎県介護福祉士修学資金等貸付事業における個人情報の取扱いについて同意します。

令和 年 月 日 貸付申請者
(本人自筆)

令和 年 月 日 連帯保証人
(本人自筆)

※ 貸付申請者、連帯保証人各々について、署名し日付を記載して下さい。

推薦書

令和 7 年 6 月 21 日

長崎県社会福祉協議会会長 様

事業所の捺印(公印)を押印下さい。

【推薦者】

法人名	社会福祉法人 茂里会	(連絡担当者名)
施設・事業所名	ヘルパーステーション茂里町	福祉太郎
施設等の長の職及び氏名	施設長 茂里太郎	茂里町 施設長 公印
介護保険等のサービス種別(略称でも可)	訪問介護	(訪問介護、通所介護、グループホーム等)
住所等	〒852-8999 長崎市茂里町99-99	電話 095(999) 8888

下記の者は長崎県介護福祉士実務者研修受講資金の貸付けを受ける者として適当であると認められるので、推薦いたします。なお、貸付決定後は、国家試験受験、資格登録、返還免除対象業務継続のフォローをいたします。

【被推薦者(申請者)】 申請書の内容を照合、確認して、記入して下さい。

氏名	長崎 花子	
職種	<input checked="" type="checkbox"/> 介護職員 <input type="checkbox"/> 介護職員以外 () ※ 兼務の場合、主として(概ね8割以上)従事している職種を記入ください。	
雇用形態	年間の介護等従事日数が180日	<input checked="" type="checkbox"/> 以上 <input type="checkbox"/> 未満
採用年月日	平成 令和 18年 4月 1日	
国家試験受験予定時期 (国家試験受験要件を充足したその年度に受験しなければなりません)		令和 8年 1月
本申請年度末時点での国家試験受験要件での実務経験年数見込み (現勤務先のみならず過去の勤務先も含む。)		3年 0か月
推薦理由	<p>【記入例】</p> <p>日々介護の仕事に誠実に取り組み、利用者、所属長、同僚の信頼を得ています。また向上心も強く、各種の研修に積極的に参加しています。介護福祉士にステップアップすることで、より一層の業務での活躍を期待しています。</p>	

※ 記載例を参照して、記載して下さい。

※ □の選択項目は、該当項目をチェック☑して下さい。

実務者研修受講（予定）証明書

令和 年 月 日

長崎県社会福祉協議会長 様

実務者 研修 受講施設	住所 (施設の所在地)	〒 ー
	名称	電話 ()
	施設等の長の職 及び氏名	⑩
	(連絡担当者氏名)	

下記の者は、本研修施設で実施している介護福祉士実務者研修の受講者（又は申込者）であることを証明いたします。

氏名		生年 月日	<input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成	年 月 日生
受講料	円（税込み、各種割引控除後）			
受講申込日	令和 年 月 日			
修了証明書 発行見込み日	令和 年 月 日			
教育訓練給付金	この講座は	<input type="checkbox"/> A1: 専門実践教育訓練給付金の対象 <input type="checkbox"/> A2: 一般教育訓練給付金の対象 <input type="checkbox"/> A3: 教育訓練給付金の対象ではない		
	申請者は	<input type="checkbox"/> 利用する <input type="checkbox"/> 利用しない		

記入例(白地様式は次頁)

(県社協使用欄)

様式第10号(実務者研修受講資金)

借用書
(長崎県介護福祉士実務者研修受講資金)

借入日 (県社協が送金日を補記)	令和
---------------------	----

長崎県社会福祉協議会会長 様

記入不要(必ず空欄のままにしておいて下さい)

私は、次のとおり長崎県介護福祉士実務者研修受講資金の貸付けを受けました。長崎県介護福祉士修学資金等貸付規程等の規定に従い、研修施設で修了後は介護福祉士の登録を目指すとともに、長崎県内において介護等業務に継続して従事することを誓約します。なお本規程に定めることを履行できないときは、本規程に従い返還いたします。

また借用期限到来後は下記要件により返還金の支払猶予を受けますが、当該事情に該当しなくなった場合には、下記猶予期間内にかかわらず返還します。

借用期間	実務者研修施設での受講期間 ※様式第2号申請書記載の受講期間と同一
返還猶予期間	借用期間経過後、長崎県内で介護福祉士として返済免除業務に従事する期間が2年を経過するまでの期間で、下記返還猶予理由に該当する期間。
返還猶予要件 (右記いずれか)	①研修施設卒業後、介護福祉士を目指しながら長崎県内で介護等業務に従事かつ介護福祉士初回受験予定年度の翌々年度5月31日が到来していないこと。 ②長崎県内で介護福祉士として介護等業務に従事していること。
借用総額 ※様式第2号申請書記載の借入希望金額と同一 ※金額の訂正は不可。再作成して下さい。	金 93,000 円
金額の修正は、修正印でも不可です(修正が必要な場合は、再度新しい用紙で再作成して下さい)。	

振込口座

銀行名	支店名	口座種類	口座番号	口座名義(カタカナ)
〇〇	長崎駅前	普通預金	1234567	ナガサキ ハナコ

借用金の振込については、収入印紙相当額を差引いた金額の振込を願います。

借受人	住所	長崎市浦上町99-99
	氏名	長崎 花子 (長崎印)

私は、借受人に上記のとおり履行させるとともに、万一借受人が履行しない場合は、その債務を連帯して負担いたします。

連帯保証人	住所	長崎市茂里町99-98
	氏名	山里 太郎 (山里印)

記入漏れがないようにして下さい。

シャチハタ不可

借用書
(長崎県介護福祉士実務者研修受講資金)借入日
(県社協が送金日を補記) 令和

長崎県社会福祉協議会会長 様

私は、次のとおり長崎県介護福祉士実務者研修受講資金の貸付けを受けました。長崎県介護福祉士修学資金等貸付規程等の規定に従い、研修施設で修了後は介護福祉士の登録を目指すとともに、長崎県内において介護等業務に継続して従事することを誓約します。なお本規程に定めることを履行できないときは、本規程に従い返還いたします。

また借用期限到来後は下記要件により返還金の支払猶予を受けますが、当該事情に該当しなくなった場合には、下記猶予期間内にかかわらず返還します。

借用期間	実務者研修施設での受講期間 ※様式第2号申請書記載の受講期間と同一
返還猶予期間	借用期間経過後、長崎県内で介護福祉士として返済免除業務に従事する期間が2年を経過するまでの期間で、下記返還猶予理由に該当する期間。
返還猶予要件 (右記いずれか)	①研修施設卒業後、介護福祉士を目指しながら長崎県内で介護等業務に従事中かつ介護福祉士初回受験予定年度の翌々年度5月31日が到来していないこと。 ②長崎県内で介護福祉士として介護等業務に従事していること。
借用総額 ※様式第2号申請書記載の 借入希望金額と同一 ※金額の訂正は不可。再作成 して下さい。	金 円

振込口座

銀行名	支店名	口座種類	口座番号	口座名義 (カタカナ)
		普通預金		

借用金の振込については、収入印紙相当額を差引いた金額の振込を願います。

借受人 (自署)	住所	
	氏名	印

私は、借受人に上記のとおり履行させるとともに、万一借受人が履行しない場合は、その債務を連帯して負担いたします。

連帯保証人 (自署)	住所	
	氏名	印

返還猶予申請書(実務者研修受講資金)

長崎県社会福祉協議会会長 様

貸付番号	5KB9999	氏名	長崎 花子
住所等	〒852-9999 長崎市浦上町99-99		
	携帯電話	090(9999)9999	自宅電話
法人名	社会福祉法人 茂里会		
介護事業所名	ヘルパーステーション茂里町		

借入日	平成・令和 5年 7月 10日	借用総額	107,000円
借入時の返還猶予期間	借用期間経過後、長崎県内で介護福祉士として返済免除業務に従事する期間が2年を経過するまでの期間で、下記返還猶予理由に該当する期間。		
借入時の返還猶予要件(右記いずれか)	①研修施設卒業後、介護福祉士を目指しながら長崎県内で介護等業務に従事かつ介護福祉士初回受験予定年度の翌々年度5月31日が到来していないこと。 ②長崎県内で介護福祉士として介護等業務に従事していること。		
今回一時的に下記やむをえない事由により返還猶予を申請する期間	令和 7年 12月 10日 から 令和 8年 5月 10日 まで		
申請理由(一時的なやむをえない事由)	(具体的に記入して下さい) 骨折により、上記申請期間業務に従事できないため。 ※医師の診断書別添		
備考			

注) 申請理由により次の書類を添付してください。

災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事情を証する書類

上記のとおり長崎県介護福祉士実務者研修受講資金返還金の支払猶予を受けたいので、関係書類を添えて申請します。なお上記申請理由にかかる事情に該当しなくなりかつ借入時の返還猶予要件にも復帰できなかった場合には、上記猶予期間内にかかわらず返還します。

令和 7年 12月 26日

貸付申請者
(本人自筆)

長崎 花子

令和 7年 12月 26日

連帯保証人
(本人自筆)

山里 太郎

返還猶予申請書 (実務者研修受講資金)

長崎県社会福祉協議会会長 様

貸付番号		氏名	
住所等	〒 _____		
	携帯電話	()	自宅電話 ()
法人名			
介護事業所名			

借入日	平成・令和 年 月 日	借用総額	円
借入時の返還猶予期間	借用期間経過後、長崎県内で介護福祉士として返済免除業務に従事する期間が2年を経過するまでの期間で、下記返還猶予理由に該当する期間。		
借入時の返還猶予要件 (右記いずれか)	①研修施設卒業後、介護福祉士を目指しながら長崎県内で介護等業務に従事中かつ介護福祉士初回受験予定年度の翌々年度5月31日が到来していないこと。 ②長崎県内で介護福祉士として介護等業務に従事していること。		
今回一時的に下記やむをえない事由により返還猶予を申請する期間	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで		
申請理由 (一時的なやむをえない事由)	(具体的に記入して下さい)		
備考			

注) 申請理由により次の書類を添付してください。

災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事情を証する書類

上記のとおり長崎県介護福祉士実務者研修受講資金返還金の支払猶予を受けたいので、関係書類を添えて申請します。なお上記申請理由にかかる事情に該当しなくなりかつ借入時の返還猶予要件にも復帰できなかった場合には、上記猶予期間内にかかわらず返還します。

令和 年 月 日 貸付申請者
(本人自筆)

令和 年 月 日 連帯保証人
(本人自筆)

業務従事届(実務者研修受講資金)

長崎県社会福祉協議会会長様

【借入人欄】

貸付番号	6KB9999	氏名	長崎 花子	生年月日	昭和 平成 6年 3月 25日生
住所等	〒852-9999 長崎市浦上町99-99				
	携帯電話	090(9999)9999	自宅電話	095(999)9999	

※住所、氏名を変更している場合は、新住民票を添付して下さい。

【勤務状況欄】

法人名	社会福祉法人 茂里会	(連絡担当者名)
施設・事業所名	ヘルパーステーション茂里町	福祉太郎
介護保険等のサービス種別	訪問介護 (略称でも可:訪問介護、通所介護、小規模多機能、グループホーム等)	
従事先住所等	〒852-8999 電話095(999)8888 長崎市茂里町99-99	
職種	<input checked="" type="checkbox"/> 介護職員 <input type="checkbox"/> 介護職員以外 () ※ 兼務の場合、主として(概ね8割以上)従事している職種を記入ください。	
雇用形態	年間の介護等従事日数が180日 <input checked="" type="checkbox"/> 以上 <input type="checkbox"/> 未満	
採用年月日	平成 令和 18年 4月 1日	
採用後の休職状況	【休職が有る場合には、下記にその状況を記入ください】	
備考		

私は上記のとおり業務に従事していますので、お届けします。

令和 7年 5月 31日

氏名

長崎 花子

上記のとおり相違ないことを証明します。

令和 7年 5月 31日

業務従事先の住所

長崎市茂里町99-99

業務従事先の名称

ヘルパーステーション茂里町

業務従事先の長の職及び氏名

施設長 茂里太郎

茂里町
施設長
公印

公印

事業所の公印を押印ください。

業務従事届 (実務者研修受講資金)

長崎県社会福祉協議会会長 様

【借入人欄】

貸付番号		氏名		生年月日	昭和・平成	年	月	日
住所等	〒 _____							
	携帯電話	()	自宅電話	()				

※住所、氏名を変更している場合は、新住民票を添付して下さい。

【勤務状況欄】

法人名		(連絡担当者名)
施設・事業所名		
介護保険等のサービス種別	(略称でも可：訪問介護、通所介護、小規模多機能、グループホーム等)	
従事先住所等	〒 _____	電話 ()
職種	<input type="checkbox"/> 介護職員 <input type="checkbox"/> 介護職員以外 () ※ 兼務の場合、主として(概ね8割以上)従事している職種を記入ください。	
雇用形態	年間の介護等従事日数が180日 <input type="checkbox"/> 以上 <input type="checkbox"/> 未満	
採用年月日	平成・令和	年 月 日
採用後の休職状況	【休職が有る場合には、下記にその状況を記入ください】	
備考		

私は上記のとおり業務に従事していますので、お届けします。

令和 年 月 日 氏名

上記のとおり相違ないことを証明します。

令和 年 月 日

業務従事先の住所

業務従事先の名称

業務従事先の長の職及び氏名

公印

様式第21号(実務者研修受講資金)

返還免除申請書(実務者研修受講資金)

長崎県社会福祉協議会会長 様

貸付番号	6KB9999		
住所等	〒852-9999 長崎市浦上町99-99		
	携帯電話	090(9999)9999	自宅電話
氏名	長崎 花子	生年月日	昭和 平成 6年 3月 25日生
介護福祉士登録年月日	平成 令和 7年 4月 25日		
勤務先法人名	社会福祉法人 茂里会		
勤務先事業所名	ヘルパーステーション茂里町		

借入日	平成 令和 6年 7月 10日	借用総額	107,000円
		返還済額	0円
		返還免除申請額	107,000円
申請理由 該当番号を○で 囲んで下さい。	1. 介護福祉士試験受験資格(研修施設卒業かつ実務経験3年)取得年度の翌々年度内に介護福祉士の登録をし、その後長崎県内で2年間継続して介護等業務に従事したため。 2. 業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため介護等業務に継続して従事することができなくなったため。 3. その他(下記記載理由)		
備考	証明書類として、身体障害者手帳(写し)を添付します。		

注) 申請理由により次の書類を添付してください。

理由1の場合、業務従事届(第20号)

理由2、3の場合、その事実を証明する書類

上記のとおり長崎県介護福祉士実務者研修受講資金の返還金の支払免除を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

令和 7年 12月 25日

貸付申請者
(本人自筆)

長崎 花子

返還免除申請書 (実務者研修受講資金)

長崎県社会福祉協議会会長 様

貸付番号			
住所等	〒 _____		
	携帯電話	()	自宅電話 ()
氏名		生年月日	昭和・平成 年 月 日生
介護福祉士登録年月日	平成・令和 年 月 日		
勤務先法人名			
勤務先事業所名			

借入日	平成・令和 年 月 日	借用総額	円
		返還済額	円
		返還免除申請額	円
申請理由 該当番号を○で囲んで下さい。	1. 介護福祉士試験受験資格(研修施設卒業かつ実務経験3年)取得年度の翌々年度内に介護福祉士の登録をし、その後長崎県内で2年間継続して介護等業務に従事したため。 2. 業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため介護等業務に継続して従事することができなくなったため。 3. その他(下記記載理由)		
備考			

注) 申請理由により次の書類を添付してください。
 理由1の場合、業務従事従事届(第20号)
 理由2、3の場合、その事実を証明する書類

上記のとおり長崎県介護福祉士実務者研修受講資金の返還金の支払免除を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

令和 年 月 日

氏名
(本人自筆)

返還計画書（実務者研修受講資金）

令和 7 年 5 月 6 日

長崎県社会福祉協議会会長 様

貸付番号	4KB9999		
住所等	〒852-9999 長崎市浦上町99-99 携帯電話 090 (9999) 9999 自宅電話 095 (999) 9999		
氏名	長崎 花子	生年月日	昭和・平成 55 年 4 月 10 日生

次のとおり下記借入金の返還計画書を提出します。

返還すべき額	107,000 円		
最終期限	令和 7 年 9 月まで		
返還方法 <small>一括か分割を○で囲んでください。分割の場合、右欄に内容を記入して下さい。</small>	一括	初回（令和 7 年 5 月） 27,000 円 返還	
	分割	以後（令和 7 年 6 月から令和 7 年 9 月まで） 毎月 20,000 円 返還	
	以上の内容で、最終期限までに完済する。		
返還金振込先	口座名義：社会福祉法人 長崎県社会福祉協議会 金融機関：十八親和銀行 本店営業部 普通 1008996 〈返還金の支払いに係る費用（送金手数料等）は、借受人が負担します〉		
返還理由 <small>該当番号を○で囲んで下さい。</small>	<ol style="list-style-type: none"> 貸付契約の解除 介護等業務を離職または対象外の業務に転職 長崎県外に就職 介護福祉士の未登録（修学資金・実務者受講資金のみ対象） その他（詳しく） 		

[連帯保証人]

住所 〒852-8999
長崎市茂里町99-98

携帯電話 090 (999) 5555
自宅電話 095 (999) 2222

氏名 山里 太郎

[連帯保証人] ※連帯保証人が2名の場合使用

住所 〒 _____

携帯電話 ()
自宅電話 ()

氏名

私は、借受人に上記のとおり履行させるとともに、万一借受人が履行しない場合は、その債務を連帯して負担いたします。

返還計画書（実務者研修受講資金）

令和 年 月 日

長崎県社会福祉協議会会長 様

貸付番号			
住所等	〒 _____		
	携帯電話 ()	自宅電話 ()	
氏名		生年月日	昭和・平成 年 月 日生

次のとおり下記借入金の返還計画書を提出します。

返還すべき額	円		
最終期限	令和 年 月まで		
返還方法 <small>一括か分割を○で 囲んでください。 分割の場合、右欄に 内容を記入して下さい。</small>	一括 ・ 分割	初回 (令和 年 月)	
		_____ 円 返還	
		以後 (令和 年 月から令和 年 月まで)	
		毎月 _____ 円 返還	
	以上の内容で、最終期限までに完済する。		
返還金振込先	口座名義：社会福祉法人 長崎県社会福祉協議会 金融機関：十八親和銀行 本店営業部 普通 1008996 〈返還金の支払いに係る費用（送金手数料等）は、借受人が負担します〉		
返還理由 <small>該当番号を○で囲 んで下さい。</small>	1. 貸付契約の解除 2. 介護等業務を離職または対象外の業務に転職 3. 長崎県外に就職 4. 介護福祉士の未登録（修学資金・実務者受講資金のみ対象） 5. その他（詳しく _____）		

[連帯保証人]
住所 〒 _____

[連帯保証人] ※連帯保証人が2名の場合使用
住所 〒 _____

携帯電話 ()
自宅電話 ()

携帯電話 ()
自宅電話 ()

氏名

氏名

私は、借受人に上記のとおり履行させるとともに、万一借受人が履行しない場合は、その債務を連帯して負担いたします。

退職届

令和 年 月 日

長崎県社会福祉協議会会長 様

貸付番号
現住所 〒 _____

携帯電話 ()
自宅電話 ()

氏名

下記のとおり退職しましたので、お届けします。

最終 従事 先 ・ 勤務 状況	法人名		
	施設・事業所名		
	住所等	〒 _____ 電話 ()	
	従業員名	生年月日	昭和・平成 年 月 日生
	職種	<input type="checkbox"/> 介護職員 <input type="checkbox"/> 介護職員以外()	
	雇用形態	年間換算での介護等従事日数が180日	<input type="checkbox"/> 以上 <input type="checkbox"/> 未満
	採用年月日	平成・令和 年 月 日	
	退職年月日	令和 年 月 日	
	就労中の休職の有無	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有（内容は備考に記入）	
退職理由			
備考			

上記のとおり相違ないことを認めます。

令和 年 月 日

業務従事先の住所

業務従事先の名称
業務従事先の長の職及び氏名

公印

住所・氏名・その他変更届
(借受人、 連帯保証人)

令和 年 月 日

長崎県社会福祉協議会会長 様

貸付番号

氏 名

下記のとおり変更しましたので、お届けします。

新	住所等	〒 _____ 携帯電話 () 自宅電話 ()
	フリガナ 氏 名	-----
	その他	
旧	住所等	〒 _____ 携帯電話 () 自宅電話 ()
	氏 名	
	その他	

※新住民票を、添付して下さい。またその他事項では、必要に応じ証明書類を貼付下さい。

死 亡 届

（ 借受人、 連帯保証人）

令和 年 月 日

長崎県社会福祉協議会会長 様

貸付 番号		借受人氏名	
届出人	関係	<input type="checkbox"/> 借受人、 <input type="checkbox"/> 連帯保証人、 <input type="checkbox"/> その他 遺族等	
	現住所 等	〒 _____ 携帯電話 () 自宅電話 ()	
	氏名		

下記のとおり死亡しましたので、お届けします。

死亡者	死亡時の住所等	〒 _____ 電話 ()	
	氏 名		
	死亡年月日	令和 年 月 日	
	死亡理由		
	業務従事先 (死亡者が借受人の場合 のみ)	名 称	

注) 死亡診断書の写しまたは戸籍抄本等を添付してください。

連帯保証人変更申請書

令和 年 月 日

長崎県社会福祉協議会会長 様

現在借入中の長崎県介護福祉士修学資金等貸付金につきまして、連帯保証人を変更したいので、関係書類を添えて申請します。

【貸付申請者】

現住所 〒 _____

氏名 (印)

【現在の連帯保証人】

現住所 〒 _____

氏名 (印)

貸付番号 (県社協使用欄)		借入日	平成・令和 年 月 日
借用総額	円	現在残高	円
新 連 帯 保 証 人			
フリガナ		生年月日	
氏名	(印)	昭和・平成 年 月 日生 (歳)	
住所等	〒 _____ 携帯電話 () 自宅電話 ()		
勤務先 住所等	名称	勤務 形態	<input type="checkbox"/> 正社員、 <input type="checkbox"/> 契約・嘱託社員、 <input type="checkbox"/> 派遣、 <input type="checkbox"/> パート、 <input type="checkbox"/> 事業主
	〒 _____ 電話 ()		
年間収入額	円	本人との続柄	

※印鑑証明書（3か月以内）を添付して下さい。

【申請・問い合わせ先】

社会福祉法人 長崎県社会福祉協議会

welなが（ふくしのお仕事ステーション）

介護貸付担当 宛て

〒852-8555

長崎市茂里町3番24号 長崎県総合福祉センター2F

TEL 095-846-8656